

障がい者を対象とした 筑後市会計年度任用職員 登録制度のご案内

障がい者の雇用促進を図るため、障がい者を対象とした会計年度任用職員の登録の受付を行います。

この制度は、あらかじめ希望する勤務時間等を登録していた
だき、必要に応じて条件に合う方を登録者の中から選考し、会
計年度任用職員として任用するものです。

1 登録制度について

(1) 応募期間

登録申込は随時受付しています。

(2) 応募資格

次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている方

ア 身体障害者手帳

イ 療育手帳

ウ 児童相談所又は更生相談所等による知的障がい者であることの判定書

エ 精神障害者保健福祉手帳

■注意点■

◇障害者手帳等は、任用開始日時点で有効であることが必要です。

◇採用後においても、障害者雇用状況調査のため、手帳等の提示を求められることがあります。

(3) 登録の有効期限

登録は受付日から1年間有効です。引き続き希望する場合は新規に登録する必要があります。

2 勤務条件等について

(1) 勤務場所

筑後市役所本庁や市内小中学校、出先機関等

(2) 任用期間

任用開始日から令和9年3月31日の範囲内

(3) 業務内容

市役所本庁等における事務補助

(4) 報酬

時給 1,260 円

その他、要件を満たす場合、通勤に要する費用弁償（交通費）や期末・勤勉手当（6月、12月）を支給します。

(5) 条件付採用

採用後1ヶ月間（1ヶ月に勤務した日が15日に満たない場合は、15日に達するまで）は、条件付採用とし、条件付期間中に良好な成績で職務を遂行したときに正式に採用します。

(6) 勤務時間

原則として、1日につき7時間45分を超えず、かつ1週間あたり35時間を超えない範囲。

(7) 週休日及び休日

土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

(8) 休暇

年次有給休暇及び特別休暇（筑後市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則による）

(9) 社会保険等

任用期間、週あたりの勤務時間、報酬額によって社会保険（共済短期・厚生年金）、雇用保険に加入します。

公務上の災害については、労働者災害補償保険法又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により補償します。

(10) その他

会計年度任用職員は、地方公務員法第22条第5項及び筑後市職員任用規則に基づき任用します。

また、正規職員と同様、地方公務員法の第30条から第37条の規定が適用されます（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）。

3 登録から選考まで

(1) 申込書類の提出

必要書類を下記提出先へ提出してください（持参、郵送可）。

① 必要書類

- ・ 筑後市会計年度任用職員（障がい者対象）登録申込書
- ・ 障害者手帳等の写し

■注意点■

◇申込書については、筑後市のホームページからダウンロードできます。印刷する際は、A4判用紙に印刷してください。

◇職場内での配慮を考慮するため、障害者手帳等の写し（等級と障がいが分かる部分のみで可）を提出してください。

② 提出先

〒833-8601 筑後市大字山ノ井898番地
筑後市役所 総務部市長公室 宛

■注意点■

◇持参の場合

受付時間：午前9時00分から午後4時30分まで
（ただし、土・日曜日、祝日、年末年始を除きます）

◇郵送の場合

封筒表に、朱書きで「**会計年度任用職員申込書在中**」と記入してください。

（2）選考の連絡

登録申込書の記載事項を確認し、任用しようとする条件に合致する人に対して個別に連絡します。

（3）選考および結果通知

指定された期日および場所で面接等を受けていただきます。面接および書類選考等の結果に基づいて任用の可否を決定し、結果をご連絡いたします。

4 お問い合わせ先

筑後市総務部市長公室

TEL 0942-65-7009（直通）